

## 企業の森づくり活動における地域協働の実施体制に関する研究

### A Study on System of Cooperation with Local Communities in the Forest CSR Activities

川崎 翼\* 朴 鎮昱\*\* 加我 宏之\* 増田 昇\*

Tsubasa KAWASAKI Jin-wook PARK Hiroyuki KAGA Noboru MASUDA

**Abstract:** In this study, we investigated forest corporate social responsibility (CSR) activities, which have been developed on a national scale, and looked for cooperation possibilities between companies and local communities in forest management and conservation. Companies have already conducted their CSR activities not only at forests close to their offices, but also at relatively small-scale forests, and there is the possibility that a connection will be newly built between companies and local communities through forest CSR activities. Companies which have participated in forest activities have many challenges in terms of internal understanding and cooperative systems, but their activities have not developed into ones that involve local communities. Therefore, it is necessary that companies clearly position forest CSR activities in the organization. In order to make corporate CSR activities sustainable, it is advisable that companies which have created their own forest activities set up a specialized division engaged in the business affairs for forest activities, that companies seek cooperation from local volunteer groups in terms of activity locations, specialized skills, and labor, and that an association is established so that activities can reflect the ideas of local communities.

**Keywords:** forest CSR activities, natural environment conservation activities, corporate participation, cooperation with local communities

**キーワード:** 企業の森づくり活動, 自然環境保全活動, 企業参画, 地域協働

#### 1. はじめに

森林は、国土の保全、水源のかん養、生物多様性をはじめとする自然環境の保全、地球温暖化の防止、公衆の保健、林産物の供給などの多面的機能を有しており、次世代に引き継ぐべき貴重な財産である。しかしながら、都市近郊の森林においては、国内の農林業の衰退や担い手の不足等により荒廃し続けている現状にあり、手入れが必要な里山や人工林などの森林を適切に整備・保全し、これらを守り育てていくことが重要な課題となってきた<sup>1)</sup>。

このような状況のもと、地球温暖化防止や生物多様性保全などといった地球環境保全に対する国民の意識の高まりも相まって、企業においても、CSR（企業の社会的責任）の一環としての「企業の森づくり活動」に取り組む事例も全国的に見られるようになってきている。「企業の森づくり活動」とは、企業が社会貢献活動の一環として、本業の事業外で取り組む森林の保全活動のことであり、1990年代以降、企業の自主的な取り組みとして各地で活動が見られ始めたが、2006年（平成18年）に改正された「森林・林業基本計画」<sup>2)</sup>に森林の多様な利用の推進のための具体的な施策として取り上げられて以来、政府（林野庁）により活動が推進されている。現在は「企業の森づくりサポート制度」が都道府県ごとに設置され、急速に取り組みが広がっている。

このように企業におけるCSR活動やその一環としての企業の森づくり活動の取り組み事例が増加する中で、水島ら<sup>3)</sup>は、CSRの一環としての地域の自然環境保全活動の取り組み実態と企業が地域の自然環境保全活動に参画することの効果とともに、企業と活動地を提供する地域との仲介となる行政の「企業の森づくりサポート制度」の有効性を指摘している。また、公益社団法人国土緑化推進機構<sup>4-6)</sup>は、平成19年度から3ヶ年度に亘って「企業の森づくりに係るアンケート調査」を実施し、企業の森づくり活動に対する企業の意識や活動内容の実態を探っている。

企業の森づくり活動は、企業の社会的責任、環境への取り組み、

社員の福利厚生行事の再構築とも相まって、企業側も着目しつつある。その企業の力を森林の保全活動に取り組むことで、直接的に山林経営の再構築、手入れされた森林の増大を呼び込むことが期待されることに加え、NPOや地域組織が参画し企業と協働で活動を実施することにより、山林所有者をはじめとする地域住民に森林や里山が地域の資産であるという認識が生まれ、交流人口の増大による地域の活性化が起こることも期待される。以上のことから、企業の森づくり活動を地域との協働によって推進するための実施体制を構築することが求められる。

そこで、本研究では「企業の森づくり活動」を取りあげ、活動期における各種団体間での役割分担とその実施体制を調査し、企業の森づくり活動における地域協働の実施体制の構築に向けた課題と今後の方向性を探ることを目的とした。

#### 2. 研究方法

本研究では、まず、全国の自治体が設置した「企業の森づくりサポート制度」を利用して土地所有者と協定を結び、土地を借用することにより活動を行う企業554社を対象とし、アンケート調査を平成22年8月に郵送留め置き回収形式により実施した。なお、アンケート調査の対象企業は平成22年5月18日の時点で林野庁ホームページ<sup>7)</sup>、公益社団法人国土緑化推進機構ホームページ<sup>7)</sup>より企業の森づくり協定の締結が確認できた企業とした。アンケート調査では、企業の規模、協定の実態、活動を始める際のきっかけや目的、活動の実態、今後の課題等に関する設問を行い、全国規模で実施されている企業の森づくり活動の取組みの実態を把握した。

次いで、アンケート調査結果を通じてヒアリング調査の対象を選ぶ視点を明確化した。アンケート調査では、226票(40.8%)の有効回答があり、企業の森づくり活動に取り組む企業は、大企業が中心となり、特に製造業が多いものの、2割程度と少ないながら中小企業の取り組みも見られ、対象地が企業の事業所から近い点

\*大阪府立大学大学院生命環境科学研究科

\*\*大阪府立大学21世紀科学研究機構室

や小規模な対象地でも活動が成立する点から、地域に根ざした活動が展開でき、活動を通じた地域との新たな繋がりが発生する可能性を有するものと考えられる。しかし、現状では、対象地の土地所有形態は「公共団体所有地」での取り組みが半数以上を占め、活動を始める際のきっかけも「CSR 関連部署における検討」、「上層部からの提案」等の社内における検討と地方自治体からの要請の2つのパターンが主となり、地域住民やNGO等からの要請が少ない状況にある。さらに「私有地」、「旧村落の入会地などの共有地」が対象地となる割合は3割程度に留まっており、個人所有や地域所有の森林での企業参画をより進めていくことが求められる。企業側の活動目的を見ると、社会貢献としての「地球環境保全」、「地域社会への貢献」、企業のCSRとして「従業員の環境保全意識向上」、「社内の自主活動推進」が多いものの、活動内容では社内向けの内容が多く、「市民が対象の企業の森を利用したイベントの企画・運営」等の市民を対象とした活動は少なく、今後は、活動地周辺の地域に積極的に取り組みを発信し、活動に地域住民を巻き込むことによって、活動への理解を得、協働体制を築くことが課題として挙げられた。

以上のことから、活動における地域協働の現状を把握するために有効回答を得た企業の内、地域組織・住民組織と協働を行っている回答を得た41社を抽出し、調査協力が得られた12社を対象に平成22年12月にヒアリング調査を行った。調査方法は、電子メールまたは電話によるヒアリング調査とし、調査期間は平成22年12月である。調査項目は、「検討会の有無と内容」、「定期的な会合の有無と内容」、「合同活動の有無と内容」、「参画団体の役割分担」、「参画団体との協働の成立経緯」の5項目である。

解析では、これらの項目から活動の成立過程において各参画団体が担った役割を捉えることにより、各事例の地域協働の実施体制を把握した。時期区分としては、まず、企業が協定を結んだ時点を「協定締結期」として設定し、協定締結に至る期間を「準備期」、活動に取り組む期間を「活動期」として設定した。次いで、各々の時期における役割を、「事務局機能」「森林技術」等の役割で分類し、協働している各団体がどのような役割を担っているかを整理し、その役割から準備期の主導と活動期の事務局機能、労力のコアを中心的役割と捉えることによって、12の事例を分類した。なお、各々の時期における役割(表-1)については、「準備期」は協定締結前の準備期における主導組織を「準備主導」とした。「協定締結期」は森づくり協定の締結者を「協定締結者」、協定締結時の仲介役または立会人を「協定仲介・立会」として明示した。活動期については、活動の会計、人の配置等の総務機能を担う役割を「事務局機能・総務」、活動の企画立案、活動計画、活動への意見・提案を担う役割を「事務局機能・企画」、仲介、連絡、その他会場設営等の雑多な事務を担当する役割を「事務局機能・庶務」、活動の内外の宣伝を行う役割を「事務局機能・広報」、定期的な参加者としての労力の提供を行う役割を「労力・コア」、ボランティア参加者や当日参加者としての労力の提供を担う役割を「労力・その他」、森林整備に関わる技術の提供を担う役割を「技術・森林整備」、オプションメニュー等の技術の提供を担う役割を「技術・その他」、森林整備に関わる資機材の提供を担う役割を「資機材・森林整備」、オプションメニュー等の資機材の提供を担う役割を「資機材・その他」、活動対象地の提供を担う役割を「活動場所・現地」、会議室・集会所等の既存施設の提供を担う役割を「活動場所・施設等」、活動資金の支出を行う役割を「資金」とした。その結果、準備期に着目すると(表-2)、行政が中心的役割を担う行政発意型と企業が中心的役割を担う企業発意型の2つに分けることができる。さらに、活動期の「事務局機能」「労力のコア」に着目すると、行政発意型はさらに行政がそのまま主導する2事例(以下、「行政発意-行政主導型」とする。)、協働型に移行する

表-1 参画団体が担う役割の分担

期間	役割		役割内容
準備期	準備	主導	協定締結前の準備期における主導組織
協定締結期	協定	締結者	森づくり協定の締結者
		仲介・立会	森づくり協定締結の仲介役または立会人
活動期	事務局機能	総務	会計・人の配置
		企画	企画立案・活動計画・意見・提案
		庶務	会場設営等の雑多な事務・仲介・連絡
		広報	内外への宣伝
		労力	コア
	技術	その他	ボランティア参加者・当日参加者
		森林整備	森林整備に関わる技術の提供
	資機材	その他	その他(オプションメニュー等)の技術提供
		森林整備	森林整備に関わる資機材の提供
	活動場所	その他	その他(オプションメニュー等)の資機材提供
		現地	活動対象地の提供
	資金	施設等	会議室・集会所等の既存施設の提供
資金		資金を支出	

2事例(以下、「行政発意-協働型」とする。)、企業に主導が移行する3事例(以下、「行政発意-企業主導型」とする。)に細分類できる。また、企業が発意し、活動期も企業が主導する事例は5事例(以下、「企業発意-企業主導型」とする。)である。本論文では、12事例を基に「行政発意-行政主導型」、「行政発意-協働型」、「行政発意-企業主導型」と「企業発意-企業主導型」の4類型を軸として活動期の実施体制について論考を進める。

### 3. 解析及び考察結果

#### (1) 行政発意-行政主導型

図-1は、「行政発意-行政主導型」を代表する事例1の活動期における各参画団体が担った役割と主な活動内容を示している。

事例1は、準備期に行政(県)が企業Aに参加協力を相談し、企業Aが賛同して始まった。協定締結期には、地域組織から活動場所として旧村落の入会地の提供を受け、企業Aに加えて、企業Bも参画し、地域組織の3者が企業の森づくり協定を結んでいる。活動地の規模は約2haである。協定期間は平成19年7月から平成23年3月までの4年間である。

活動期を見ると(図-1)、活動期の参画団体は、行政(県)、森林の保全・整備を担う県の外郭団体に加えて活動場所の地元行政である行政(市町村)、活動場所を提供する地域組織、企業A、企業Bの2社である。ここでの活動は、参画団体が一堂に会して実施される合同活動と個々の団体が必要に応じて取り組む単独活動の2種類の活動がある。合同活動は、年1回実施され、その内容は、植樹、間伐等の森林整備に関する作業と交流会である。ここでは、6つの参画団体が一堂に会して議論する検討会が組織されており、検討会は年1回、開催されている。検討会では、今後の活動方針及び活動計画に関する事、活動成果の評価に関する事、その他の検討を要することが議論される。この活動期の6つの参画団体の役割を見ると、行政(県)が事務局機能の総務、企画、庶務に加えて広報といった全ての事務局機能を担当し、主導的な役割を担っている。行政(市町村)も事務局機能の総務、企画、庶務を担当し、さらに活動場所の地元でもあることから随時、地域組織との連絡調整や相談に応じる等の支援を行っている。行政(県)の外郭団体は県全域の「企業の森づくり活動」を支援するために組織された機関であり、随時内外への宣伝等の広報活動を行っている。企業A、Bは合同活動で労働力の提供のみならず他の参画団体と同様、検討会での議論に参画し、今後の活動方針の立案等の企画に携わっている。

以上のことから、本事例は準備期から協定締結期、活動期も通じて一貫して行政(県)とともに行政(県)の外郭団体が主導的に関わりながら、企業A、Bに加えて行政(市町村)、地域組織も



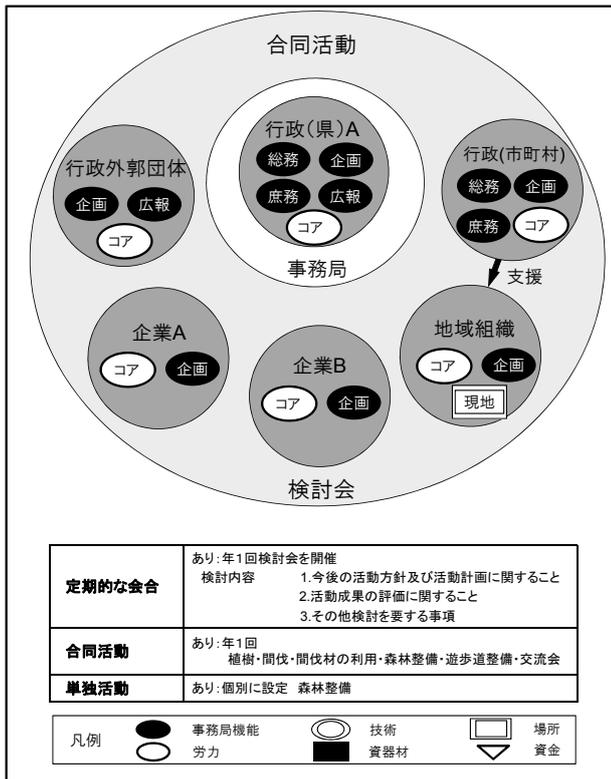


図-1 行政発意-行政主導型：事例1の活動期の実施体制

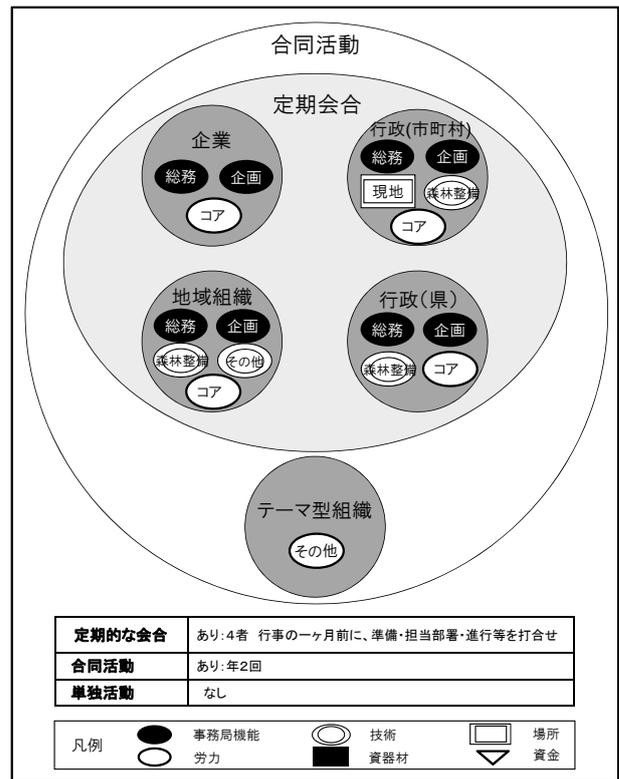


図-2 行政発意-協働型：事例3の活動期の実施体制

一堂に会した検討会を組織していることが特徴である。主たる労働力の担い手である企業A、企業Bと地域組織が検討会に参画することによって、地域の意見を活動に反映させることができていると考えられる。また、同じく行政発意-行政主導型に分類された事例2を見ると(表-2)、行政(県)、県の外郭団体に加えて行政(市長村)、森林組合等、複数のテーマ型組織、地域組織が参画しており、ここでも参画者が一堂に会する合同活動とともに意見調整を行う実行委員会が組織されており、企業の森づくり活動に対する地域組織の意見の反映、一方で企業の森づくり活動の成果の地域への伝達が図りやすくなっているものと考えられる。しかし、ここでの企業は合同活動に参加する際の労働力の提供及び資金の提供に留まっており、実行委員会には参加していない。

### (2) 行政発意-協働型

図-2は、「行政発意-協働型」を代表する事例3の活動期における各参画団体が担った役割と主な活動内容を示している。

事例3は、準備期に行政(県)から企業が企業の森づくり活動への参加協力の相談を受け、CSR活動として活動に取り組むことを決めてはじめられた。活動場所は行政(県)から紹介された候補地の中から、企業が事業所に近く家族連れでも作業できる場所を選び、企業と地元行政(市町村)が企業の森づくり協定を結んだ。活動対象地は30haの行政(市町村)所有の公有地であり、協定期間は平成21年4月から平成31年3月までの10年間である。

活動期を見ると(図-2)、活動は春と秋の年2回行われる合同活動のみとなっている。参画団体は、行政(県)、行政(市町村)、企業、地域組織、テーマ型組織の5団体であり、テーマ型組織はボランティアとしての労働力の提供のみとなっている。年2回の合同活動の1ヶ月前に行政(県)、行政(市町村)、企業と地域組織が一堂に会する会合が開催され、そこでは、合同活動の活動内容、担当者、全体の進行等が議論され、調整される。従って、事務局機能の総務、企画は、参画団体が同程度担っており、行政(県)、行政(市町村)に加えて地域組織が森林整備に関する技術提供を受けながら企業やテーマ型組織の活動が実施されている。

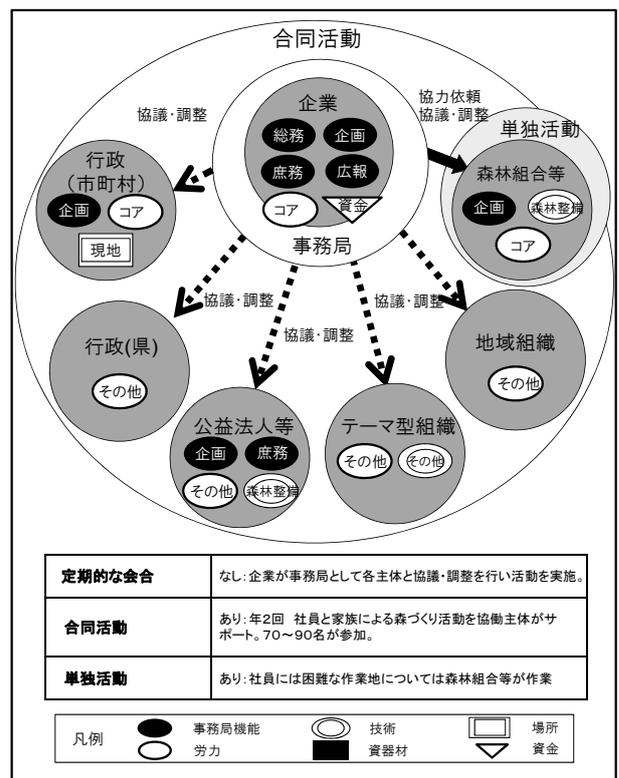


図-3 行政発意-企業主導型：事例5の活動期の実施体制

以上のことから、本事例は、合同活動前に参画団体が一堂に会する会合を持つことで、個々の参画団体の合同活動に対する考え方や労働力の負担等が調整でき、地域組織が考える地元のアイデア等の意見が活動に反映できているものと考えられる。また、企業やテーマ型組織が不足する森林整備に関する技術を適切に補うことが可能となっている。また、同じく行政発意-協働型の事例

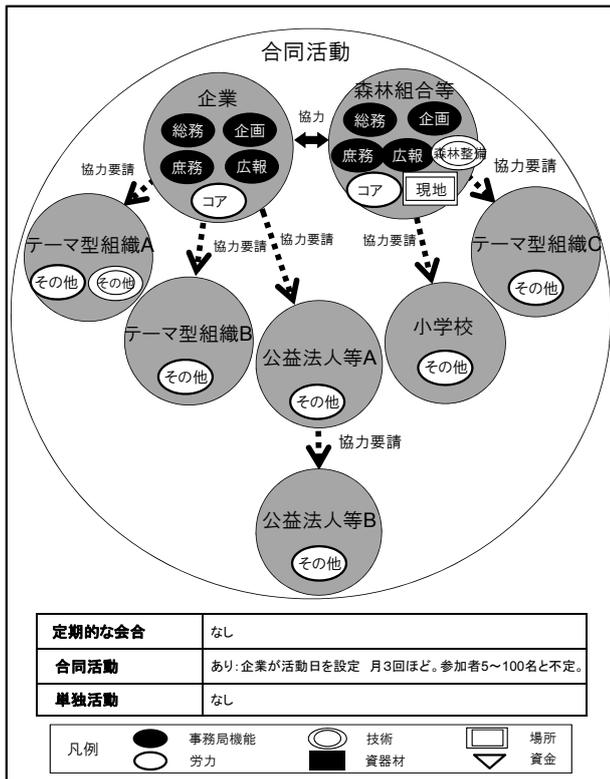


図-4 企業発意-企業主導型：事例8の活動期の実施体制

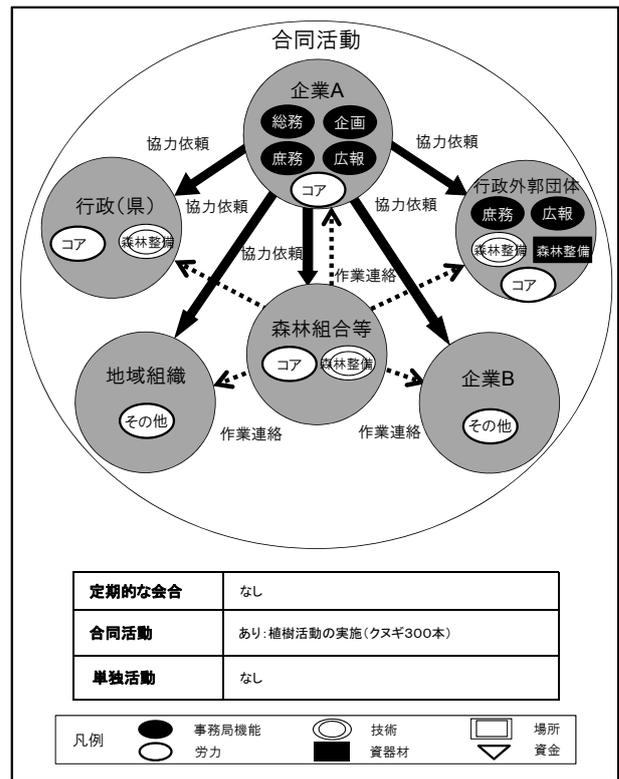


図-5 企業発意-企業主導型：事例10の活動期の実施体制

4を見ると(表-2),事例3と同様に年2回の合同活動を実施し,合同活動前には企業と地元行政(市町村)と電話やメール等を活用して打ち合わせを行うもののその結果をテーマ型組織や行政(県)に個別に伝えることとなっており,参画団体が一堂に会する検討会や定期会合が設けられていない。

(3) 行政発意-企業主導型

図-3は、「行政発意-企業主導型」を代表する事例5の活動期における各参画団体が担った役割と主な活動内容を示している。

事例5も事例3と同様に,企業が行政(県)から企業の森づくり活動への参加協力の相談を受け,紹介された活動場所が自社の事業所や工場所在地周辺にあったことからCSR活動として活動に取り組むことを決めた事例である。活動場所は14haの旧村落の入会地などの共有地であり,企業と行政(市町村)が企業の森づくり協定を結び,その期間は平成20年12月から平成25年12月までの5年間である。

活動期を見ると(図-3),春秋の年2回に合同活動が実施されており,加えて森林組合等が企業の社員では作業困難な場所の間伐等を行う単独活動を実施している。参画団体は,企業,行政(県),行政(市町村),公益法人等,地域組織,テーマ型組織の6団体であり,テーマ型組織は企業のボランティア参画の呼びかけによって参画し,合同活動の参加者を対象とした木工細工教室等のオプションメニューを実施している。この事例では,検討会や定期的な会合はなく,各回の合同活動前に企業のCSR部門が総務,企画,庶務の事務局機能としての役割を担い,活動の広報を行い,各団体との協議や調整を個別に実施している。

以上のことから,本事例は行政(県)が企業に協力依頼をすることによって活動が始まったが,活動期には企業が活動の企画や各団体との協議・調整等を担当し,活動の主導が企業に移行している。これには企業側にCSR担当部署があり,活動の事務局を担える体制が捉えられたことに起因するといえる。しかし,企業単独での活動は困難であり,森林整備に必要な技術は森林組合の協力が不可欠である。また,企業の働きかけによって新たにテ-

マ型組織等が参画し,木工教室等の森林整備活動だけではなく多様な活動が見られることから企業の活動推進力がうまく発揮された事例であると考えられる。また,同じく行政発意-企業主導型の事例6,7を見ると企業が森林組合,森林保全・整備に関わる外郭団体からの技術提供によって活動が実施されており,事例6では,企業のみでの単独活動のみであり,事例7では合同活動が実施されているものの参画団体が地域組織や森林組合,行政機関等に限られることもあり検討会や合同活動前の会合が実施されていない。また,事例7では企業が事務局機能を担いきれず,活動が収縮する傾向にある。

(4) 企業発意-企業主導型

図-4は、「企業発意-企業主導型」を代表する事例8の活動期の各参画団体が担った役割と主な活動内容を示している。

事例8は,準備期に企業が行政(市町村)に企業の森づくり活動について相談し,行政(市町村)の紹介を受けて3.7haの地域区有林を活動場所とすることで企業と森林組合等が協定を結ぶことから始まった。その協定期間は平成21年10月から平成26年10月までの5年間である。

活動期を見ると(図-4),企業が多い時には月3回程の活動日を設定して合同活動を行っている。合同活動では,森林整備に加えて施設の設置,木工クラフト教室や環境学習イベント等,多様な活動が行われている。参画団体は,企業の従来の付き合いや呼びかけによって公益法人等A・B,テーマ型組織A,テーマ型組織Bの4団体が参画し,森林組合等の呼びかけによって地元の教育機関(小学校),テーマ型組織Dの2団体が参画している。また,企業と森林組合等は常に連絡を取り合い協力体制をとっている。参画団体が8団体と多いにも関わらず検討会や定期的な会合を設けておらず,合同活動の実施に際して企業とともに森林組合が総務,企画,庶務や広報を担当するものの,森林組合等は森林整備技術に関する事項のサポート役を担っており,合同活動日の設定をはじめ,企業が事務局機能の中心的役割を担っている。他の参画団体は基本的にボランティアとしての労力提供と環境学習イベ-

ントなどのオプションメニューへの参加である。

以上のことから、本事例は、企業のリーダーシップが強く、企業発信の活動が成立していることであるとともに、森林技術のサポートとともに小学校等の地元組織への協力要請等を森林組合等が担い、適切な役割分担が図られているものと考えられる。

図-5は、企業発意-企業主導型を代表する事例10の活動期の各参画団体が担った役割と主な活動内容を示している。

事例10は、準備期に企業Aから行政(県)に協力を依頼し、行政(県)の仲介により、0.16haの私有林の提供を受けて、企業と個人が協定を結んで始まった。その協定期間は平成21年10月から平成30年10月までの9年間である。

活動期を見ると(図-5)、企業Aが年1回の活動日を設定して合同活動を実施している。参画団体は、企業Aに加えて同じ企業グループの企業B、行政(県)、行政外郭団体、地域組織、森林組合等の6団体である。この事例では検討会や定期的な会合は設けられていないが、企業Aが元来、CSR活動に積極的であることから、その方針に基づいて本地区での企業の森づくり活動の活動趣旨、活動計画を立案し、企業グループ内への広報、協力の呼び掛けを積極的に行い、企業Bが合同活動にボランティアとしての労力を提供している。行政外郭団体は県全域の「企業の森づくり活動」を支援するために組織された機関であり、企業Aからの協力依頼を受けて合同活動のコアとしての労力提供、森林整備技術、森林整備資機材の提供、広報活動などの支援を実施している。森林組合等は企業Aの協力依頼によって参画し、合同活動のコアとしての労力提供に加え、森林整備技術の提供、作業に必要な連絡を各団体に行っている。また、地域組織も企業Aからの協力依頼によって参画し、合同活動のボランティアとして参画している。

以上のことから、本事例は、準備期からCSRの観点で企業Aが活動を推進し、企業グループへの呼びかけに加えて地域組織の参画を得、さらに森林技術のサポートとして地元森林組合等への協力依頼、共同体制の構築を図る等、協定締結期、活動期も一貫して企業Aが主導して活動を牽引しているものと考えられる。また、同じく企業発意-企業主導型の他の事例を見ると(表-2)、いずれも企業が総務、企画、庶務、広報等の主たる事務局機能を担い、森林組合等の森林整備技術のサポートを受けながら、事例12では企業の自社内外への広報活動によって従業員の家族やテーマ型組織などを巻き込むことによって1回の合同活動で300人も動員する事例も見受けられる。

#### 4. まとめ

企業の森づくり活動は、対象地が企業の事業所から近い点や小規模な対象地でも活動が成立する点から、地域に根ざした活動が展開でき、活動を通じた地域との新たな繋がりが発生する可能性を有しているものの、活動内容では社内向けの内容が多く、地域住民を対象とした活動は少なく、地域との協働に至っていない活動が多い現状にある。今後は、活動地周辺の地域に積極的に取り組みを発信し、活動に地域住民を巻き込むことによって、活動への理解を得、地域との協働体制を築くことが課題である。従って、ここでは企業の森づくり活動の森林保全活動を通じた社会貢献や地域貢献等を活かすとともに、その活動が地域に根ざし、地域と企業の新たな繋がりを産み出す活動に展開するための活動における地域協働の実施体制の構築に向けた課題と今後の方向性についてまとめる。

行政からの呼びかけによりはじまった行政発意型は、活動期でも行政がそのまま主導する行政発意-行政主導型、行政と企業が同程度の役割を担う行政発意-協働型、企業に主導的な役割が移行した行政発意-企業主導型の3つのパターンに展開されており、企業発意型は、全事例が活動期でも企業が主導的な役割を担って

いる。その中で、「行政発意-行政主導型」では、活動に参加する複数団体により構成される検討会が組織されて、各団体からの意見を活動に反映することができると考えられる。一方、検討会の事務局機能を行政が担当しているため、企業の主体性は低く、検討会の運営によっては、地域への遠慮によって企業の意図が反映されにくいといった場合も考えられる。「行政発意-協働型」では、活動期に入り、行政と企業が同程度の役割を担っているが、その実態は行政が企業をサポートしているかたちであることから、企業が主体性を持ち、活動の中心的な役割を担うための過渡期であるともいえる。より充実した活動を継続するためには、企業が活動全般の総務機能等を担うための社内での仕組みと活動に参加する各団体と意見交換できる議論の場を設けることが必要であると考えられる。「行政発意-企業主導型」では、企業に専門部署等が設置され、合同活動のために主導的な総務機能を担っている。一方、企業が各々の団体と個別に打合せを行っているため、より多様な地域協働活動を行うためには活動に参加する各団体が一堂に会して議論できる検討会の設置が必要であると考えられる。また、「企業発意-企業主導型」では、事業計画の段階から企業が活動を推進するため、広報力等を活かして参画団体を広げ多様な活動が成立しているが、地元自治会等の地域組織の参画例が少なく、森林組合やテーマ型組織へ個別に協力要請を行っている。企業の社会貢献意識が高いため、地域を巻き込み地域の意見を活動に反映させることにより、より充実した企業の社会貢献が可能であると考えられる。そのため、地域の意見を反映されるための仕組みづくりが求められる。

以上のことから、企業の森づくり活動を通じて企業が地域との新たな繋がりを築き、多様で活発な活動を継続させるためには、合同活動前後に検討会を設け、活動内容の企画や運営に関する各団体の意見交換や活動後には反省会等を通じて今後に向けた議論を行うことが必要であると考えられる。また、その際には、企業の組織力を活かし、会計、人の配置等の総務、市民対象イベントの企画・運営等に際しての会場設営などの事務、連絡等の庶務等の事務局機能を担うことで活動の主体としての役割を担当するとともに、企業の広報力を活かした活動実績の内外への宣伝、さらに、新たな企画や活動計画の立案等の企画力を発揮し、活動内容の拡充を図ることで、より密接な地域貢献を行うとともに活動の継続性を保つことが可能であると考えられる。

#### 補注及び引用文献

- 1) 林野庁ホームページ, 2010年5月18日, <http://www.rinya.maff.go.jp/index.html>
- 2) 公益社団法人国土緑化推進機構(2006):「企業の森林整備活動に関する検討会」報告書, 31p
- 3) 水島環・加我宏之・下村泰彦・増田昇(2007):CSR(企業の社会的責務)から捉えた地域の自然環境保全活動の位置づけに関する研究, ランドスケープ研究 71(5), 705-708
- 4) 公益社団法人国土緑化推進機構:平成19年度林野庁「地域活動支援による国民参加の緑づくり活動支援事業」「企業の森づくり」に係るアンケート調査結果, 2010年5月18日 [http://www.green.or.jp/fukyu/moridukuri/pdf/kigyoutyousa\\_h19.pdf](http://www.green.or.jp/fukyu/moridukuri/pdf/kigyoutyousa_h19.pdf)
- 5) 公益社団法人国土緑化推進機構:平成20年度林野庁「地域活動支援による国民参加の緑づくり活動支援事業」「企業の森づくり」に係るアンケート調査結果, 2010年5月18日 [http://www.green.or.jp/fukyu/moridukuri/pdf/kigyoutyousa\\_h20.pdf](http://www.green.or.jp/fukyu/moridukuri/pdf/kigyoutyousa_h20.pdf)
- 6) 公益社団法人国土緑化推進機構:平成21年度林野庁「地域活動支援による国民参加の緑づくり活動支援事業」「企業の森づくり」に係るアンケート調査結果, 2010年5月18日 [http://www.green.or.jp/fukyu/moridukuri/pdf/kigyoutyousa\\_h21.pdf](http://www.green.or.jp/fukyu/moridukuri/pdf/kigyoutyousa_h21.pdf)
- 7) 公益社団法人国土緑化推進機構ホームページ, 2010年5月18日, <http://www.green.or.jp/>